

和泉市創業等支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たに事業を始める者に対し、予算の範囲内において、創業に必要な経費の一部について補助金を交付することにより、創業を支援し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(2) 事業所 事業を実施する本拠となる事務所、店舗、工場等（自宅における創業にあつては、居住に要する部分を除く。）をいう。ただし、仮設又は臨時の事業所その他その設置が恒常的でないものを除く。

(3) 創業の日 次のいずれかに該当する日をいう。

ア 個人で営む事業にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業・廃業等届出書に基づく開業日をいう。

イ 法人で営む事業にあつては、商業登記に基づく設立日（事業を開始していない場合にあつては、事業を開始する日であつて、商業登記に基づく設立日から起算して1年を経過しない日）をいう。

(4) 廃業の日 次のいずれかに該当する日をいう。

ア 個人で営む事業にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する個人事業の開業・廃業等届出書に基づく廃業日をいう。

イ 法人で営む事業にあつては、商業登記に基づく清算終了日をいう。

(対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、前年度に第7条の規定に基づく交付決定を受け、同じ事業計画により継続して補助を受けようとする者については、第1号及び第2号の規定を適用しない。

(1) 市内において事業所を新たに設置し、第6条第2項に規定する交付申請の日（以下「交付申請日」という。）から6月を経過しない日又は交付申請の日の属する年度の末日のうちいずれか早い日までに創業を行おうとしている者。

(2) 過去にこの要綱又は改正前の和泉市創業支援補助金交付要綱により補助金の交付を受けていない者。

(3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条に規定する本市の創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明があること又は第11条に規定する実績報告の日（以下「実績報告日」という。）までに当該証明を受ける見込みがあること。

(4) 許認可又は資格を要する業種の創業にあつては、創業の日又は実績報告日の

うちいずれか早い日までに当該許認可又は資格を有すること。

- (5) 実績報告日までに、市へ創業の日を証明する書類の写しを提出できる見込みがあること。
- (6) 他の者が行っていた事業の一部又は全部の承継でないこと。
- (7) 過去に事業を営んでおり既に廃業した者にあつては、廃業の日から1年以上経過していること。
- (8) 本市又は本市以外の市区町村税に滞納がないこと。
- (9) 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (10) 日本標準産業分類に定める業種に該当する事業を営むこと。ただし、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）及び大分類C（鉱業、採石業、砂利採取業）は対象外業種とする。
- (11) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途地域の条件に適合する事業を営むこと。
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する事業を営む者でないこと。
- (13) フランチャイズ契約、チェーンストア、その他これらに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。
- (14) 宗教的活動又は政治的活動を目的とする者でないこと。

（対象経費）

第4条 補助金交付の対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第1に規定するものとする。ただし、複数の業種を営む場合は、事業所の面積に対する補助対象事業に要する部分の面積の割合を掛けた費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は別表第2のとおりとする。ただし、当該対象経費に対し、国、大阪府又は地方公共団体から補助金の交付を受けている場合にあつては、当該補助金の額を控除した残りの額を補助するものとする。

2 前項の場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 和泉市創業等支援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 資金計画書（様式第4号）
- (5) 本市又は本市以外の市区町村民税の直近1年分の納税証明書（非課税の場合は課税証明書）の写し
- (6) 事業所の賃貸借契約書の写し（事業所が賃貸の場合に限る。）
- (7) 事業所の平面図

- (8) 改装工事の着手前の写真（改装費の補助を受けようとする者に限る。）
 - (9) 見積書等の対象経費の金額及び内容が分かる書類（改装費又は広告宣伝費の補助を受けようとする者に限る。）
 - (10) 第3条第7号に該当する者にあつては、廃業の日から1年以上経過していることを証明する書類の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 交付申請者は、前項に規定する申請を行おうとするときは、補助を受けようとする対象経費に対して、それぞれ別表第3に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、和泉市創業等支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかにその理由を付して補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、廃止し、又はその内容を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

（変更等交付申請）

第9条 第7条の規定による交付の決定を受けた者が、やむを得ない理由により、交付申請の内容の一部を変更し、又は中止しようとするときは、和泉市創業等支援補助金変更等交付申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 変更に係る事由が分かる書類
- (2) 和泉市創業等支援補助金交付決定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更の場合にあつては、同項に規

定する変更等交付申請書の提出は必要ないものとする。

- (1) 事業の内容の変更のうち、事業の基本部分に関わらないもの
- (2) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの
(変更等交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による変更等交付申請書を受理した場合において、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めるときは、和泉市創業等支援補助金変更等交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第7条又は前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請に係る事業を完了したときは、和泉市創業等支援補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、交付決定日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了後の写真、成果物等（家賃の場合を除く。）
- (2) 見積書等に基づく対象経費の発注又は契約を証明する書類の写し（家賃の場合を除く。）
- (3) 対象経費の支払事実が確認できる書類の写し
- (4) 創業の日を証明する書類の写し
- (5) 営業にかかる許認可又は資格を有することを証明する書類の写し（許認可又は資格を必要とする業種に限る。）
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告に係る書類を審査し、必要に応じて調査を行い、適正であると認めるときは、交付の額を確定し、和泉市創業等支援補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による交付の確定を受けた者は、和泉市創業等支援補助金交付請求書（様式第10号）により、速やかに市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、和泉市創業等支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知する。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適正でないと認めるとき。

2 前項の場合において、市長は、補助金を既に交付しているときは、和泉市創業等支援補助金返還通知書（様式第12号）により、補助金の全部又は一部の返還

を求めるものとする。

(善管注意義務)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第1条に規定する目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月31日)

この訓令は、令達の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年4月11日)

(施行期日)

1 この訓令は、令達の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の和泉市創業支援補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)第9条の規定により交付決定を受けている者は、この訓令による改正後の和泉市創業等支援補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)第7条の交付決定を受けているものとみなす。

3 この訓令の施行の際現に旧要綱第11条の規定により変更交付決定を受けている者は、新要綱第9条の変更等交付決定を受けているものとみなす。

附 則 (令和5年3月31日)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の和泉市創業等支援補助金交付要綱(以下「改正前要綱」という。)第7条の規定により備品費の交付決定を受けている者については、改正前要綱第14条に規定する財産処分の制限を適用するものとする。

別表第1 (第4条関係) 補助対象経費

区分	対象経費	対象外経費
家賃	1 創業の日の属する月から起算して6月分を上限とする事業所に要する家賃。ただし、創業の日の属する月	1 事業所の賃貸契約に係る仲介手数料、敷金、礼金又は保証金等諸経費 2 事業所の共益費又は駐車場若

	<p>の月額家賃が日割りの場合は、翌月から起算し6月分を上限とする。</p> <p>2 自宅における創業にあつては、6月分を上限とする家賃に家屋の面積に対する補助対象事業に要する部分の面積の割合を掛けた費用とする。</p>	<p>しくは倉庫の賃借料</p> <p>3 貸主と借主が生計を一にする賃貸借契約</p> <p>4 法人にあつては、当該法人又は役員の有所有物件の賃貸契約</p>
改装費	<p>1 既存建物である事業所の外装工事又は内装工事に係る費用</p> <p>2 自宅における創業にあつて、住居と共用の部分を改装する場合は、改装費に家屋の面積に対する補助対象事業に要する部分の面積の割合を掛けた費用とする。</p>	新築工事、増築工事又は外構工事に係る費用
広告宣伝費	<p>1 チラシ又はパンフレット等の印刷に係る費用</p> <p>2 ウェブサイトの開設に係る費用</p> <p>3 雑誌又はウェブサイト等の掲載に係る費用。なお、月額で料金が発生する場合には、創業の日の属する月から起算して6月分を上限とする。ただし、創業の日の属する月の月額料金が日割りの場合は翌月から起算し6月分を上限とする。</p> <p>4 看板及びそれに類するものの製作及び設置に係る費用</p>	<p>1 ウェブサイト等の運営委託に係る費用</p> <p>2 インターネットその他通信に係る費用</p>

別表第2（第5条関係）補助金の額

区分	補助金の額
家賃	対象経費の2分の1以内の額。ただし、月額で設定されている家賃及び広告宣伝費については、1月につき5万円を上限とする。また、1者あたりの補助合計額は30万円を上限とする。
改装費	
広告宣伝費	

別表第3（第6条関係）交付申請の期限

区分	申請期限
家賃	賃貸借契約日から創業の日までの間。ただし、前年度に第7条の規定に基づく交付決定を受け、同事業計画により継続して補助を受けようとする場合における当該期間分に係る申請は4月末まで。
改装費	工事に係る契約日又は工事の発注日と創業の日のうちいずれか早い日。
広告宣伝費	対象経費に係る契約日又は発注日と創業の日のうちいずれか早い日。ただし、前年度に第7条の規定に基づく交付決定を受け、同事業計画により継続して補助を受けようとする場合における当該期間分に係る申請は4月末まで。